

江戸川区くすのきクラブ運営要綱

昭和52年4月1日
制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域の熟年者の生活が健全で明るいものとなるために、自主的に組織したくすのきクラブ(以下「クラブ」という。)の運営基準を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 クラブの構成は、次のとおりとする。

(1) クラブの会員数は、おおむね30名以上とする。

(2) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

(3) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域に居住するものとし、その区域は他のクラブと重複しないものとする。

(4) スポーツや趣味の活動を主としたクラブ会員の構成については別に定めるものとする。

(中立性)

第3条 クラブは、政治上及び宗教上の組織に属さないものとする。

(運営)

第4条 クラブは、会員の総意により自主的に運営するものとする。

2 クラブは、会員の互選による代表者を1名置くとともに、必要に応じて役員を置くものとする。

(会則)

第5条 クラブは、組織及び運営に関する会則を設けるものとする。

(会場)

第6条 クラブは、会員が集会による活動のできる会場を有するものとする。

(事務所)

第7条 クラブは、一定の事務所又は連絡場所を置くものとする。

(会費)

第8条 会員は、クラブの活動費として、定期的に会費を納入するものとする。

2 前項の会費は、会則により免除又は減額することができるものとする。

(活動)

第9条 クラブは、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動その他の社会活動を総合的に実施するものとする。

2 クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

(簿冊の備付)

第10条 クラブに次の簿冊を置くものとする。

(1) 会員名簿

(2) 現金出納簿(証票つづりを別に作成する。)

(3) クラブ活動日誌

(4) 予算書及び決算書

(5) 備品台帳

(その他)

第11条 クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、前条に掲げる帳簿を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(改正経過) 63・4・1、1・4・1、3・4・1、8・4・1、30・6・20